

参考資料

# 参考資料

平成19年5月  
財務省理財局

# 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)(抄)

---

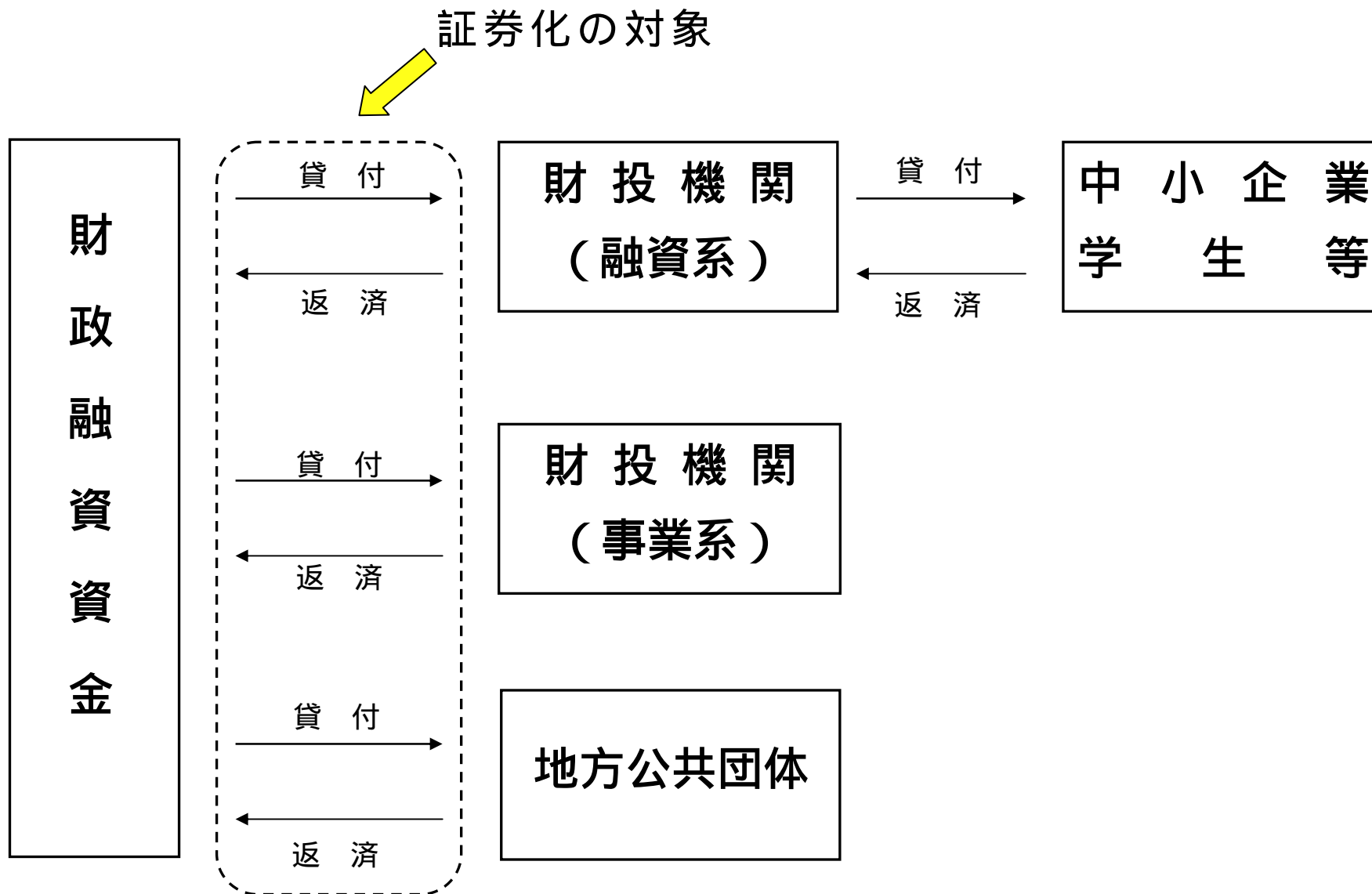
## 第 3 章 財政健全化への取組

### 2 . 「簡素で効率的な政府」への取組

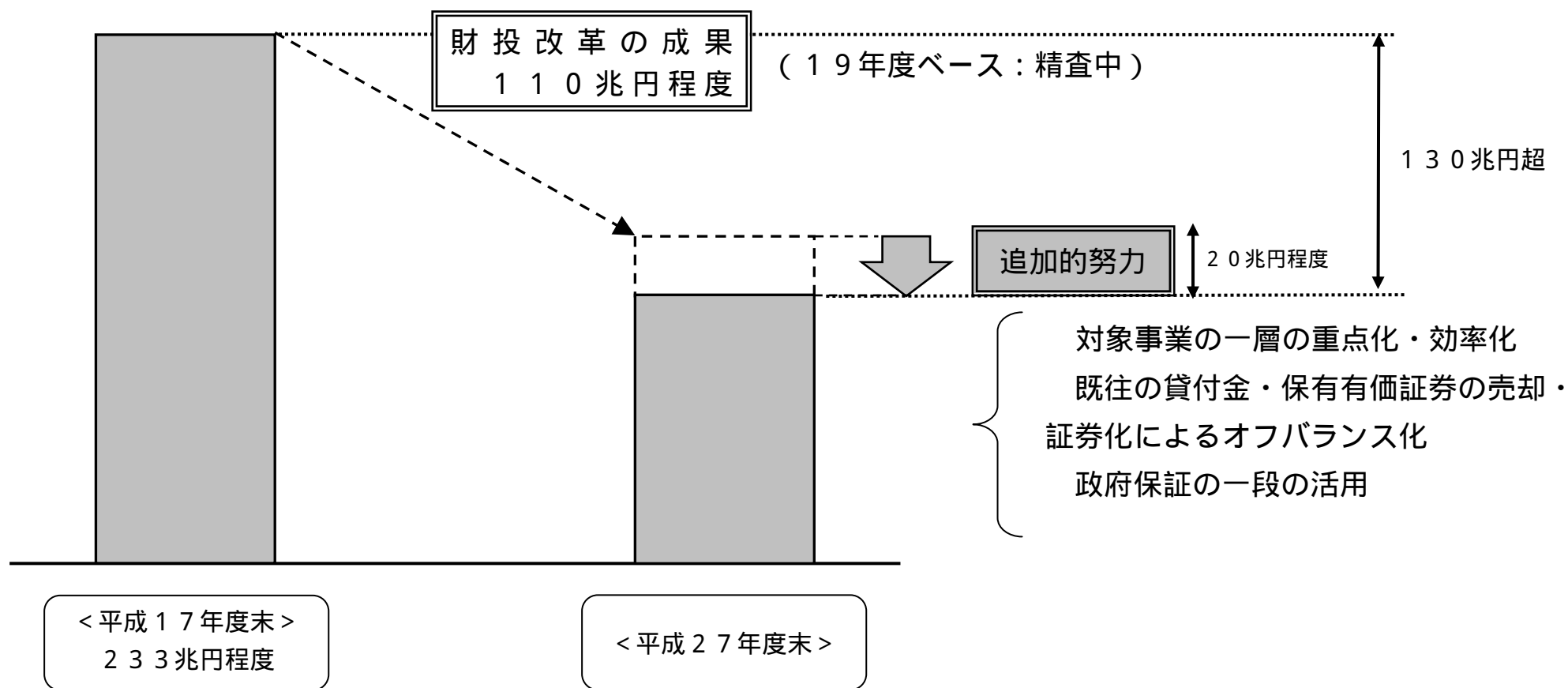
#### (資産・債務改革)

- ・ 「行政改革推進法」に基づき、平成 27 年度末に国の資産規模対 GDP 比の半減を目指し、国の資産を約 140 兆円規模で圧縮する。
- ・ 国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後 10 年間の売却収入の目安として約 12 兆円を見込む。さらに、情報提供を徹底し、P F I を積極的に活用するなど、民間の知見を活用した有効活用（フル・オープン化を含む）を推進する。
- ・ さらに、財政融資資金貸付金については、財投改革の継続に加えて、対象事業の一層の重点化・効率化、「行政改革推進法」等に基づく諸改革への適切な対応、政府保証の一段の活用、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化等によるオフバランス化により、今後 10 年以内であわせて 130 兆円超の圧縮を実現する。
- ・ 既往の貸付金等の売却・証券化等によるオフバランス化についても民間の専門家の知見を活用して、メリットがコストを上回る場合、積極的に実施する。
- ・ 経済財政諮問会議の下にある専門調査会が、資産・債務改革の実現のための具体的方策について、9 月を目途に諮問会議に報告し、その後この専門調査会に、中立的な金融の専門家等民間有識者を加え、有識者会議として改組し、資産・債務改革の実施状況について公正中立な立場からチェック、フォローする。

# 財政融資資金貸付金の証券化について



## 財政融資資金貸付金残高圧縮のイメージ

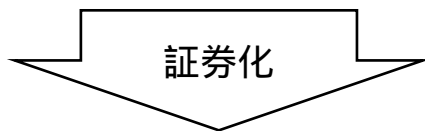


「国の貸借対照表ベース。」上記の計数については、一定の前提を置いたもので、今後の精査や現実の貸付条件によって変動しうるものであることに留意が必要。

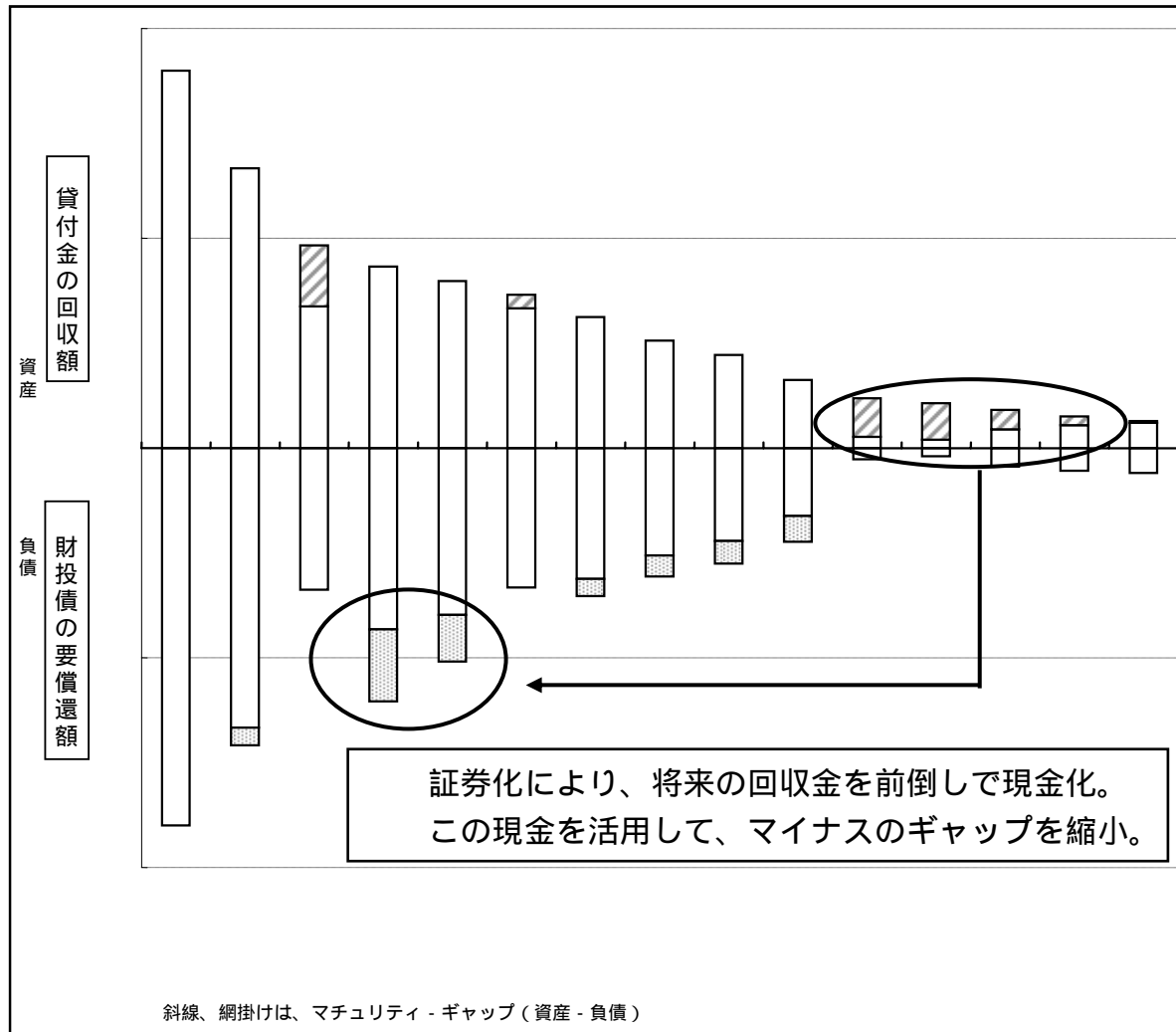
# 財投貸付金の証券化等によるオフバランス化を行いうるケース

財政融資資金のマチュリティーラダー（イメージ図）

貸付金の回収時期と公債の償還時期のズレ（マチュリティーの不一致）が残るため、金利リスクが存在。  
 例えば、財投債の要償還額が貸付金の回収額を超過する時期（■）に高金利となった場合、財投債の借換えに際して高い金利を支払う必要があり、収益悪化要因となる。



極力コストを最小化しつつ、貸付金の証券化により得た現金でマイナスのギャップのある年度の財投債発行額を抑制し、借換えにより逆ザヤとなるリスクを抑制。



## 財政投融资計画残高（平成17年度末）

|                    |           |        |
|--------------------|-----------|--------|
| 財政融資               | 265.2（兆円） |        |
| うち財政融資資金           | 232.7     | シェア    |
| 地方公共団体             | 69.4      | 29.83% |
| 住宅金融公庫             | 45.3      | 19.49% |
| 日本郵政公社             | 33.2      | 14.27% |
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 15.3      | 6.59%  |
| 年金資金運用基金           | 11.3      | 4.88%  |
| (独)都市再生機構          | 10.0      | 4.30%  |
| 国際協力銀行             | 8.8       | 3.79%  |
| 日本政策投資銀行           | 8.6       | 3.69%  |
| 国民生活金融公庫           | 6.8       | 2.92%  |
| (独)福祉医療機構          | 3.3       | 1.40%  |
| その他(別紙参照)          | 20.6      | 8.85%  |
| 産業投資               | 3.3（兆円）   |        |
| 政府保証               | 31.1（兆円）  |        |
| 財政投融资計画残高          | 299.6（兆円） |        |

その他の詳細について

(単位:兆円)

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 11 中小企業金融公庫               | 2.89 |
| 12 一般会計                   | 2.55 |
| 13 農林漁業金融公庫               | 2.43 |
| 14(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構     | 2.43 |
| 15(独) 日本学生支援機構            | 1.79 |
| 16 沖縄振興開発金融公庫             | 1.06 |
| 17(独) 国立大学財務・経営センター       | 0.97 |
| 18(独) 水資源機構               | 0.94 |
| 19 空港整備特別会計               | 0.89 |
| 20 国営土地改良事業特別会計           | 0.76 |
| 21 国有林野事業特別会計             | 0.75 |
| 22(独) 国立病院機構              | 0.72 |
| 23(独) 緑資源機構               | 0.38 |
| 24 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 | 0.25 |
| 25 東京地下鉄株式会社              | 0.24 |
| 26 国立高度専門医療センター特別会計       | 0.23 |
| 27 中日本高速道路株式会社            | 0.21 |

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 28 日本私立学校振興・共済事業団     | 0.19 |
| 29(独) 環境再生保全機構        | 0.16 |
| 30 首都高速道路株式会社         | 0.13 |
| 31 特定国有財産整備特別会計       | 0.12 |
| 32 東日本高速道路株式会社        | 0.10 |
| 33 都市開発資金融通特別会計       | 0.08 |
| 34 商工組合中央金庫           | 0.08 |
| 35 阪神高速道路株式会社         | 0.06 |
| 36 西日本高速道路株式会社        | 0.06 |
| 37 成田国際空港株式会社         | 0.05 |
| 38(独) 雇用・能力開発機構       | 0.03 |
| 39 電源開発株式会社           | 0.02 |
| 40(独) 中小企業基盤整備機構      | 0.01 |
| 41(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 | 0.01 |
| 42(独) 労働者健康福祉機構       | 0.01 |